

1 当行グループの事業の概況

当上半期のわが国経済は、東日本大震災の復興関連需要や各種政策効果などにより、緩やかな回復の動きが見られましたが、欧州の財政問題などに起因する世界経済の減速などを背景に、足下は回復の動きに足踏みが見られる状況にあります。

当行の地元、九州の経済につきましても、世界経済の情勢や為替相場の動向の影響を受け、持ち直しのテンポは緩やかになっています。

このような経済情勢のなか、長期金利の指標となる10年物国債利回りは、6月には9年ぶりに0.8%を割り込む水準に低下しました。日経平均株価は、世界経済の後退懸念や円相場が歴史的な円高水準で推移していることを受け、一時は8,300円を割り込み年初来安値を更新するなど低調に推移しました。

このような環境のなか、当行は、グループ一体となり、専門性の高いサービスの提供とお客さまの利便性の向上に努めてまいりました結果、平成24年9月期の業績は次のようになりました。

[預金・譲渡性預金]

預金・譲渡性預金につきましては、積極的な預金吸収に努めた結果、当中間期において1,415億円増加し、9月末残高は6兆8,071億円となりました。

[貸 出 金]

貸出金につきましては、地域のお客さまの様々な資金ニーズにお応えしてまいりました結果、当中間期において472億円増加し、9月末残高は5兆4,370億円となりました。

[有 価 証 券]

有価証券につきましては、当中間期において1,342億円減少し、9月末残高は1兆5,885億円となりました。

[損 益 状 況]

経常収益は、前年同期比42億17百万円減少し、808億63百万円となりました。一方、経常費用は、前年同期比22億87百万円増加し、631億56百万円となりました。この結果、経常利益は177億6百万円、中間純利益は97億7百万円となりました。

2 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

	平成22年中間期	平成23年中間期	平成24年中間期	平成22年度	平成23年度
連 結 経 常 収 益	83,619	85,080	80,863	165,123	164,468
連 結 経 常 利 益	19,442	24,211	17,706	30,535	42,013
連結中間(当期)純利益	46,846	11,842	9,707	53,384	17,972
連結(中間)包括利益	48,658	14,995	9,162	54,161	29,876
連 結 純 資 産 額	347,299	360,987	380,163	351,480	373,541
連 結 総 資 産 額	7,333,080	7,442,882	7,564,232	7,401,749	7,670,937
自 己 資 本 比 率	4.34%	4.47%	4.64%	4.36%	4.50%
連結自己資本比率 (国内基準)	10.72%	10.62%	10.53%	10.61%	10.67%

- (注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成22年中間期の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしております。
3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

3 中間連結財務諸表

平成23年9月期及び平成24年9月期の中間連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

中間連結貸借対照表

■ 資産の部

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成24年9月末
現金預け金 [注記7]	181,543	285,647
コールローン及び買入手形 [注記7]	5,815	324
買入金銭債権 [注記7]	25,683	26,532
特定取引資産	1,182	1,378
金銭の信託	2,983	2,999
有価証券 [注記1,7,13]	1,681,404	1,588,521
貸出金 [注記2~6,8]	5,291,561	5,437,096
外国為替	3,435	4,488
その他の資産 [注記7]	49,389	45,033
有形固定資産 [注記9,10]	120,758	118,195
無形固定資産	4,315	3,346
繰延税金資産	56,087	39,745
支払承諾	58,921	50,143
貸倒引当金	△ 39,172	△ 38,600
投資損失引当金	△ 1,027	△ 617
資産の部合計	7,442,882	7,564,232

■ 負債及び純資産の部

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成24年9月末
預渡性預金 [注記7]	6,532,990	6,574,764
コールマネー及び売渡手形 [注記7]	161,991	232,431
債券貸借取引受入担保金 [注記7]	54,429	68,920
借入金 [注記7,11]	46,533	40,419
外国為替	55,879	57,567
社債 [注記12]	77	64
信託勘定借債	78,300	73,300
その他の負債	2	—
退職給付引当金	54,043	51,243
役員退職慰労引当金	10,894	10,788
睡眠預金払戻損失引当金	147	135
偶発損失引当金	2,690	2,287
特別法上の引当金	2,635	2,703
再評価に係る繰延税金負債 [注記9]	0	0
支払承諾	22,357	19,300
負債の部合計	58,921	50,143
資本剰余金	7,081,895	7,184,069
資本金	85,745	85,745
利益剰余金	90,301	90,301
自己株式	124,077	136,396
(株主資本合計)	△ 664	△ 668
その他の有価証券評価差額金	(299,459)	(311,774)
繰延ヘッジ損益	5,585	9,524
土地再評価差額金 [注記9]	0	△ 0
(その他の包括利益累計額合計)	28,082	30,318
少数株主持分	(33,668)	(39,842)
純資産の部合計	27,859	28,546
負債及び純資産の部合計	360,987	380,163
	7,442,882	7,564,232

(注) 平成24年9月末の注記事項には番号を付し、内容を20頁に記載しております。

中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

■ 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
経常収益	85,080	80,863
資金運用収益	61,441	58,518
(うち貸出金利利息)	(51,383)	(48,583)
(うち有価証券利息配当金)	(9,626)	(9,455)
信託報酬	3	—
役務取引等収益	15,276	14,942
特定取引収益	89	91
その他の業務収益	1,519	4,817
その他の経常収益	6,749	2,492
経常費用	60,869	63,156
資金調達費用	5,021	4,148
(うち預金利息)	(3,395)	(2,509)
役務取引等費用	4,703	4,728
その他の業務費用	207	146
営業経費	42,778	41,079
その他の経常費用 [注記1]	8,158	13,053
経常利益	24,211	17,706
特別利益	146	47
固定資産処分益	2	47
負ののれん発生益	144	—
特別損失	452	1,026
固定資産処分損	127	222
減損損失	325	804
その他の特別損失	0	0
税金等調整前中間純利益	23,905	16,727
法人税、住民税及び事業税	856	2,082
法人税等調整額	10,196	3,961
法人税等合計	11,053	6,044
少数株主損益調整前中間純利益	12,851	10,683
少数株主利益	1,008	976
中間純利益	11,842	9,707

(注) 平成24年9月期の注記事項には番号を付し、内容を21頁に記載しております。

■ 中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
少数株主損益調整前中間純利益	12,851	10,683
その他の包括利益	2,144	△ 1,521
その他有価証券評価差額金	2,136	△ 1,520
繰延ヘッジ損益	0	△ 0
為替換算調整勘定	0	—
持分変動差額	6	—
持分法適用会社に対する持分相当額	△ 0	△ 0
中間包括利益	14,995	9,162
親会社株主に係る中間包括利益	14,027	8,199
少数株主に係る中間包括利益	968	963

中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
株 主 資 本		
資 本 金		
当 期 首 残 高	85,745	85,745
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	85,745	85,745
資 本 剰 余 金		
当 期 首 残 高	90,301	90,301
当 中 間 期 変 動 額		
当 中 間 期 変 動 額 合 計	—	—
当 中 間 期 末 残 高	90,301	90,301
利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	116,300	128,247
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△ 3,975	△ 1,987
中 間 純 利 益	11,842	9,707
自 己 株 式 の 処 分	△ 3	△ 3
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	△ 93	432
持分変動に伴う利益剰余金の増加	6	—
当 中 間 期 変 動 額 合 計	7,776	8,148
当 中 間 期 末 残 高	124,077	136,396
自 己 株 式		
当 期 首 残 高	△ 661	△ 668
当 中 間 期 変 動 額		
自 己 株 式 の 取 得	△ 12	△ 6
自 己 株 式 の 処 分	8	6
当 中 間 期 変 動 額 合 計	△ 3	△ 0
当 中 間 期 末 残 高	△ 664	△ 668
株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	291,686	303,625
当 中 間 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	△ 3,975	△ 1,987
中 間 純 利 益	11,842	9,707
自 己 株 式 の 取 得	△ 12	△ 6
自 己 株 式 の 処 分	4	2
土 地 再 評 価 差 額 金 の 取 崩	△ 93	432
持分変動に伴う利益剰余金の増加	6	—
当 中 間 期 変 動 額 合 計	7,772	8,148
当 中 間 期 末 残 高	299,459	311,774

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	3,408	11,032
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,177	△ 1,507
当中間期変動額合計	2,177	△ 1,507
当中間期末残高	5,585	9,524
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△ 0	△ 0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	△ 0
当中間期変動額合計	0	△ 0
当中間期末残高	0	△ 0
土地再評価差額金		
当期首残高	27,989	30,751
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	93	△ 432
当中間期変動額合計	93	△ 432
当中間期末残高	28,082	30,318
為替換算調整勘定		
当期首残高	△ 0	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	—
当中間期変動額合計	0	—
当中間期末残高	—	—
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	31,396	41,783
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,272	△ 1,940
当中間期変動額合計	2,272	△ 1,940
当中間期末残高	33,668	39,842
少数株主持分		
当期首残高	28,397	28,132
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 538	413
当中間期変動額合計	△ 538	413
当中間期末残高	27,859	28,546
純資産合計		
当期首残高	351,480	373,541
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 3,975	△ 1,987
中間純利益	11,842	9,707
自己株式の取得	△ 12	△ 6
自己株式の処分	4	2
土地再評価差額金の取崩	△ 93	432
持分変動に伴う利益剰余金の増加	6	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,734	△ 1,527
当中間期変動額合計	9,506	6,621
当中間期末残高	360,987	380,163

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	23,905	16,727
減価償却費	2,548	2,479
減損損失	325	804
のれん償却額	65	64
持分法による投資損益(△は益)	105	62
負債ののれんの発生益	△ 144	—
貸倒引当金の増減(△)	△ 1,388	△ 1,573
投資損失引当金の増減額(△は減少)	28	△ 401
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 49	—
退職給付引当金の増減額(△は減少)	89	△ 62
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△ 610	△ 16
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	1,642	△ 386
偶発損失引当金の増減(△)	520	196
資金運用収益	△ 61,441	△ 58,518
資金調達費用	5,021	4,148
有価証券関係損益(△)	1,935	4,996
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	16	0
為替差損益(△は益)	△ 338	△ 263
固定資産処分損益(△は益)	125	174
特定取引資産の純増(△)減	2,114	△ 102
貸出金の純増(△)減	△ 65,414	△ 47,209
預金の純増減(△)	81,583	45,245
譲渡性預金の純増減(△)	20,495	96,263
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	9,908	5,099
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	555	4,367
コールローン等の純増(△)減	4,662	10,204
コールマネー等の純増減(△)	△ 79,950	△ 208,957
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	2,073	△ 31,741
外国為替(資産)の純増(△)減	7,005	3,177
外国為替(負債)の純増減(△)	△ 23	△ 19
資金運用による収入	63,458	60,926
資金調達による支出	△ 6,073	△ 4,492
その他	9,059	11,526
小計	21,811	△ 87,278
法人税等の支払額	△ 652	△ 1,085
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,158	△ 88,363
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 199,090	△ 145,958
有価証券の売却による収入	67,223	174,129
有価証券の償還による収入	77,199	86,751
金銭の信託の増加による支出	△ 57	△ 18
有形固定資産の取得による支出	△ 2,036	△ 1,118
有形固定資産の売却による収入	8	262
無形固定資産の取得による支出	△ 1,767	△ 1,651
無形固定資産の売却による収入	—	84
子会社株式の取得による支出	△ 826	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 59,348	112,479
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	—	△ 15,000
配当金の支払額	△ 3,972	△ 1,990
少数株主への配当金の支払額	△ 554	△ 545
自己株式の取得による支出	△ 12	△ 6
自己株式の売却による収入	4	2
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,534	△ 17,540
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 20	△ 14
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 42,744	6,560
現金及び現金同等物の期首残高	217,758	274,659
現金及び現金同等物の中間期末残高	175,014	281,220

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成24年9月期）

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 8社
- | | | |
|--|----------------------|-------------|
| 会社名 | | |
| 株式会社長崎銀行 | 九州カード株式会社 | 西日本信用保証株式会社 |
| NCBビジネスサービス株式会社 | 株式会社NCBリサーチ&コンサルティング | |
| Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited | 九州債権回収株式会社 | |
| (連結の範囲の変更) | 西日本シティT証券株式会社 | |
- NCBオフィスサービス株式会社及びNCBモーゲージサービス株式会社は、当中間連結会計期間において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 非連結子会社 1社 会社名：西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号
- 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
- 該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名：株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名：西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号
- 持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (4) 持分法非適用の関連会社
- 該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
- | | |
|-------|----|
| 7月14日 | 1社 |
| 9月末日 | 7社 |
- (2) 7月14日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
- 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
- また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
- ①有形固定資産（リース資産を除く）
- 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～60年 |
| その他 | 2年～20年 |
- 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
- ②無形固定資産（リース資産を除く）
- 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
- ③リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,095百万円であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して、将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、国内連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項：中間連結貸借対照表関係（平成24年9月末）

1. 有価証券には、非連結子会社の出資金312百万円及び関連会社の株式772百万円を含んでおります。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,328百万円、延滞債権額は152,249百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は364百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,649百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は182,590百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、32,522百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 60百万円 |
| 買入金銭債権 | 778百万円 |
| 有価証券 | 312,764百万円 |
| 計 | 313,603百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 10,723百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 4,900百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 40,419百万円 |
| 借入金 | 37,540百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券120,670百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は3,342百万円であります。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,778,039百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,757,113百万円であります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行及び銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法（昭和44年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。
10. 有形固定資産の減価償却累計額 73,187百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金13,000百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債73,300百万円であります。
13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は6,040百万円であります。

注記事項：中間連結損益計算書関係（平成24年9月期）

1. その他経常費用には、株式等償却8,721百万円及び貸出金償却2,673百万円を含んでおります。

注記事項：中間連結株主資本等変動計算書関係（平成24年9月期）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
合計	796,732	—	—	796,732	
自己株式					
普通株式	1,653	37	16	1,674	(注)
合計	1,653	37	16	1,674	

(注) 自己株式の普通株式の増加37千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少16千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,987	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月9日 取締役会	普通株式	1,987	その他利益剰余金	2.50	平成24年9月30日	平成24年12月10日

注記事項：中間連結キャッシュ・フロー計算書関係（平成24年9月期）

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		(単位：百万円)
現金	勘定	285,647
預け金（日銀預け金を除く）		△ 4,427
現金及び現金同等物		281,220

注記事項：リース取引関係（平成24年9月期）

1. ファイナンス・リース取引

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ①リース資産の内容
 - (ア)有形固定資産
主として電算機等であります。
 - (イ)無形固定資産
該当事項はありません。
 - ②リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
- ①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 (単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有 形 固 定 資 産	6,625	5,416	1,208
合 計	6,625	5,416	1,208

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ②未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額等 (単位：百万円)

1 年 内	276
1 年 超	932
合 計	1,208

(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ③支払リース料及び減価償却費相当額 (単位：百万円)

支 払 リ ー ス 料	211
減 価 償 却 費 相 当 額	211

- ④減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。
- (減損損失について)
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。

2. オペレーティング・リース取引

- オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位：百万円)

1 年 内	210
1 年 超	337
合 計	548

注記事項：金融商品関係（平成24年9月期）

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	285,647	285,647	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	75,564	79,542	3,978
その他の有価証券	1,494,604	1,494,604	—
(3) 貸出金	5,437,096		
貸倒引当金（＊1）	△ 35,336		
	5,401,759	5,523,770	122,010
資産計	7,257,576	7,383,565	125,988
(1) 預金	6,574,764	6,576,173	1,408
(2) 譲渡性預金	232,431	232,431	—
(3) コールマネー及び売渡手形	68,920	68,920	—
(4) 借入金	57,567	57,973	406
(5) 社債	73,300	75,836	2,536
負債計	7,006,983	7,011,334	4,351
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	821	821	—
ヘッジ会計が適用されているもの	715	715	—
デリバティブ取引計	1,537	1,537	—

- (＊1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(＊2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

- (1) 現金預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。
自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。
変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は1,551百万円、「その他の有価証券評価差額金」は1,002百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は549百万円減少しております。
変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割引くことにより算定しております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、後記「（有価証券関係）」に記載しております。
- (3) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

- (1) 預金、及び (2) 譲渡性預金
要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) コールマネー及び売渡手形
コールマネー及び売渡手形は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (4) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- (5) 社債
社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、後記「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（2）その他の有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊1）（＊2）	16,179
② 組合出資金（＊3）	2,173
合 計	18,352

- (＊1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
(＊2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について101百万円減損処理を行なっております。
(＊3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

注記事項：有価証券関係（平成23年9月期、平成24年9月期）

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		平成23年9月末			平成24年9月末		
		中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	38,790	41,252	2,461	39,039	41,496	2,456
	地 方 債	17,860	18,361	501	17,783	18,476	693
	社 債	18,789	19,414	625	18,740	19,569	828
	そ の 他	494	501	7	—	—	—
	外 国 債 券	494	501	7	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		75,934	79,529	3,595	75,564	79,542	3,978
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	3,000	2,998	△ 1	—	—	—
	外 国 債 券	3,000	2,998	△ 1	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		3,000	2,998	△ 1	—	—	—
合 計		78,934	82,528	3,594	75,564	79,542	3,978

2. その他有価証券

（単位：百万円）

		平成23年9月末			平成24年9月末		
		中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	中間連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35,316	23,317	11,999	33,542	20,900	12,641
	債 券	1,129,415	1,114,390	15,025	1,082,994	1,068,504	14,490
	国 債	522,968	515,919	7,049	438,702	433,243	5,458
	地 方 債	182,121	180,206	1,915	196,537	194,699	1,837
	社 債	424,324	418,264	6,060	447,754	440,560	7,193
	そ の 他	196,144	190,230	5,913	214,584	208,362	6,221
	外 国 債 券	187,233	181,508	5,724	201,720	196,070	5,650
	そ の 他	8,911	8,722	188	12,863	12,292	570
小 計		1,360,876	1,327,938	32,937	1,331,120	1,297,767	33,353
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	42,185	58,869	△ 16,683	37,919	51,196	△ 13,277
	債 券	110,682	111,267	△ 585	77,266	77,515	△ 249
	国 債	67,476	67,781	△ 304	48,049	48,261	△ 211
	地 方 債	12,112	12,151	△ 39	5,071	5,076	△ 5
	社 債	31,092	31,334	△ 241	24,144	24,176	△ 31
	そ の 他	69,101	75,680	△ 6,579	48,298	53,652	△ 5,354
	外 国 債 券	27,948	28,175	△ 226	9,511	9,549	△ 37
	そ の 他	41,152	47,505	△ 6,353	38,787	44,103	△ 5,316
小 計		221,969	245,817	△ 23,848	163,483	182,365	△ 18,881
合 計		1,582,845	1,573,756	9,089	1,494,604	1,480,132	14,472

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております（平成23年9月期：株式1,955百万円、平成24年9月期：株式8,619百万円）。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄は全て、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について実施しております。

注記事項：金銭の信託関係（平成23年9月期、平成24年9月期）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(単位：百万円)

	平成23年9月末					平成24年9月末				
	中間連結 貸借対照 表計上額	取得原価	差 額	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの	中間連結 貸借対照 表計上額	取得原価	差 額	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの
そ の 他 の 金 銭 の 信 託	1,001	1,001	—	—	—	1,001	1,001	—	—	—

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

注記事項：その他有価証券評価差額金（平成23年9月期、平成24年9月期）

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

							平成23年9月末	平成24年9月末
評 価 差 額							9,089	14,472
そ の 他 の 有 価 証 券							9,089	14,472
そ の 他 の 金 銭 の 信 託							—	—
(△) 繰 延 税 金 負 債							3,459	4,861
そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金 (持 分 相 当 額 調 整 前)							5,629	9,610
(△) 少 数 株 主 持 分 相 当 額							43	84
(+) 持 分 法 適 用 会 社 が 所 有 す る そ の 他 の 有 価 証 券 に 係 る 評 価 差 額 金 の う ち 親 会 社 持 分 相 当 額							△ 1	△ 1
そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金							5,585	9,524

注記事項：デリバティブ取引関係（平成23年9月期、平成24年9月期）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引 (単位：百万円)

				平成23年9月末				平成24年9月末				
				契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	
取引所	金融商品	金 利 先 物	売	建	—	—	—	—	—	—	—	
			買	建	—	—	—	—	—	—		
		金 利 オ プ シ ョ ン	売	建	—	—	—	—	—	—	—	
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	
店 頭		金 利 先 渡 契 約	売	建	—	—	—	—	—	—	—	
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	
		金 利 ス ワ ッ プ	受取固定・支払変動		11,111	9,150	254	254	9,328	9,328	303	303
			受取変動・支払固定		11,111	9,150	△ 119	△ 119	9,328	9,328	△ 181	△ 181
			受取変動・支払変動		—	—	—	—	—	—	—	—
		金 利 オ プ シ ョ ン	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	—
		そ の 他	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
買	建		—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計						135	135			122	122	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (単位：百万円)

					平成23年9月末				平成24年9月末			
					契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時 価	評価損益
取引所	金融商品	通貨先物	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	
		通貨オプション	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭		通貨スワップ		建	174,138	165,001	333	334	160,940	113,368	236	236
				建	2,344	—	287	287	5,429	—	484	484
		為替予約	売	建	1,091	—	△ 23	△ 23	4,000	—	△ 21	△ 21
			買	建	60,575	39,799	△ 6,306	△ 2,506	45,308	26,690	△ 3,499	△ 633
		通貨オプション	売	建	60,575	39,799	6,306	3,772	45,308	26,690	3,499	1,606
			買	建	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	売	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
		買	建	—	—	—	—	—	—	—	—	
合 計							597	1,865			699	1,672

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引
該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

(単位：百万円)

		平成23年9月末				平成24年9月末			
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価
原則的 処理方法	金 利 ス ワ ッ プ	—				—			
	受取固定・支払変動		—	—	—		—	—	
	受取変動・支払固定		—	—	—		—	—	
	金 利 先 物		—	—	—		—	—	
	金 利 オ プ シ ョ ン		—	—	—		—	—	
	そ の 他		—	—	—		—	—	
特例処理 金利スワップの	金 利 ス ワ ッ プ	貸出金・預金			(注) 2	貸出金・預金			(注) 2
	受取固定・支払変動		5,700	5,200			5,500	5,500	
	受取変動・支払固定		228,888	226,174			281,743	261,743	
	金 利 オ プ シ ョ ン		15,000	15,000			15,000	15,000	
合 計					—				—

(注) 1. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金及び預金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金及び預金の時価に含めて記載しております。また、金利オプションの支払プレミアム残存額は平成23年9月期301百万円、平成24年9月期238百万円であります。

(2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

		平成23年9月末			平成24年9月末				
		主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価
処 理 方 法	原 則 的	通 貨 ス ワ ッ プ 為 替 予 約 そ の 他	—	—	—	外 貨 建 の 有 価 証 券 等	—	—	—
			29,636	—	764		44,909	—	476
			—	—	—		—	—	—
	合 計			764			476		

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

該当ありません。

注記事項：ストック・オプション等関係（平成24年9月期）

該当事項はありません。

注記事項：資産除去債務関係（平成24年9月期）

当該資産除去債務の総額の増減					(単位：百万円)
期首	残高				874
有形固定資産の取得に伴う増加額					2
その他の増減額（△は減少）					△ 3
当中間連結会計期間末残高					873

注記事項：セグメント情報（平成23年9月期、平成24年9月期）

1. 事業の種類別セグメント情報 (単位：百万円)

平成23年9月期					
	銀行業務	その他の業務	計	消去または全社	連結
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	80,311	4,768	85,080	—	85,080
(2) セグメント間の内部経常収益	447	3,934	4,382	(4,382)	—
計	80,758	8,703	89,462	(4,382)	85,080
経常費用	58,986	6,013	64,999	(4,130)	60,869
経常利益	21,772	2,690	24,462	(251)	24,211
資産	7,384,452	77,180	7,461,633	(18,750)	7,442,882

(単位：百万円)

平成24年9月期					
	銀行業務	その他の業務	計	消去または全社	連結
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	75,762	5,100	80,863	—	80,863
(2) セグメント間の内部経常収益	797	3,270	4,068	(4,068)	—
計	76,559	8,371	84,931	(4,068)	80,863
経常費用	61,015	5,673	66,688	(3,532)	63,156
経常利益	15,544	2,697	18,242	(536)	17,706
資産	7,510,301	76,418	7,586,720	(22,487)	7,564,232

- (注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 各事業区分の主な事業内容
(1) 銀行業務…銀行業
(2) その他の業務…債権管理・再生支援業務、事務受託、人材派遣、担保不動産調査・評価、信用保証、債権管理回収業、クレジットカード、金融商品取引業等

2. 所在地別セグメント情報

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、平成23年9月期及び平成24年9月期の所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 国際業務経常収益

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、平成23年9月期及び平成24年9月期の国際業務経常収益の記載を省略しております。

注記事項：1株当たり情報（平成24年9月期）

1. 1株当たり純資産額

(単位：円)

1株当たり純資産額	442.25
-----------	--------

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

(単位：百万円)

純資産の部の合計額	380,163
純資産の部の合計額から控除する金額	28,546
うち少数株主持分	28,546
普通株式に係る中間期末の純資産額	351,617
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の株	795,058千株

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

(単位：百万円)

1株当たり中間純利益金額	12.20円
(算定上の基礎)	
中間純利益	9,707
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	9,707
普通株式の期中平均株式数	795,070千株

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

注記事項：重要な後発事象（平成24年9月期）

該当事項はありません。

4 リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成24年9月末
破綻先債権	6,658	5,328
延滞債権	145,029	152,249
3ヵ月以上延滞債権	24	364
貸出条件緩和債権	23,767	24,649
リスク管理債権計	175,481	182,590

5 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法を採用しております。

(単位：百万円)

				平成23年9月末	平成24年9月末
基本的項目 (Tier I)	資 本 金			85,745	85,745
	(うち非累積的永久優先株)			(—)	(—)
	新 株 式 申 込 証 拠 金			—	—
	資 本 剰 余 金			90,301	90,301
	利 益 剰 余 金			124,077	136,396
	自 己 株 式 (△)			664	668
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金			—	—
	社 外 流 出 予 定 額 (△)			1,987	1,987
	そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)			—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定			—	—
	新 株 予 約 権			—	—
	連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分			27,720	28,372
	(うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券)			(17,000)	(17,000)
	営 業 権 相 当 額 (△)			—	—
	の れ ん 相 当 額 (△)			451	321
補完的項目 (Tier II)	企業結合等により計上される無形固定資産相当額 (△)			—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額 (△)			980	675
	計 A			323,761	337,161
	(うち ステップ・アップ金利条項付の優先出資証券) [注1]			(17,000)	(17,000)
	(上記優先出資証券のAに対する割合)			5.25%	5.04%
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			22,697	22,328
控除項目	一 般 貸 倒 引 当 金			24,127	23,984
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			79,500	63,600
	(うち 永 久 劣 後 債 務) [注2]			(—)	(—)
	(うち 期限付劣後債務及び期限付優先株) [注3]			(79,500)	(63,600)
	計 B			126,325	109,912
自己資本額	うち自己資本への算入額 C			126,325	109,912
連結自己資本比率(国内基準) = D ÷ H × 100	控 除 項 目 C			3,628	4,386
<参考> Tier I 比率 = A ÷ H × 100	自己資本額 D			446,457	442,688
リスク・アセット等	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目			3,873,918	3,922,231
	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目			62,566	56,133
	信 用 リ ス ク ・ ア セ ッ ト の 額 E			3,936,484	3,978,365
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 G÷8% F			263,839	225,363
	<参考> オペレーショナル・リスク相当額 G			21,107	18,029
	計 E+F H			4,200,323	4,203,728
連結自己資本比率(国内基準) = D ÷ H × 100				10.62%	10.53%
<参考> Tier I 比率 = A ÷ H × 100				7.70%	8.02%

- (注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国内基準）および単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社の発行する優先出資証券の主要な性質は次の通りであります。

発行会社	Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
発行証券の種類	非累積型・固定変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めなし（永久） ただし、平成29年7月以降の各配当支払日に、発行会社はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
発行総額	170億円（一口当たり発行価額1,000万円）
払込日	平成19年6月27日
配当	当初10年間は固定配当（但し、平成29年7月以降の配当計算期間については、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される。）
配当支払日	毎年1月15日及び7月15日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (i) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書(注1)を交付した場合 (ii) 当行が当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行配当最優先株式に関する配当を全く支払わない旨確定的に宣言した場合 (iii) 当該配当支払日が清算期間(注2)中に到来する場合 (iv) 当該配当支払日が監督期間(注3)中に到来する場合 (v) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して配当不払指示を交付した場合 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配制限の適用又は配当減額指示がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	当行がある事業年度につき、当行の配当が最優先する優先株式の配当について減額または停止した場合には、当該事業年度終了後の7月および翌年の1月の配当支払日の本優先出資証券への配当も同じ割合で減額または停止される。（但し、中間配当については考慮しない。）
分配制限	本優先出資証券の配当は、以下に定める金額を限度とする。 (i) 発行会社が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日の分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して、当行のすべての種類の優先株式について支払う旨確定的に宣言された配当（中間配当（もしあれば）を除く。）の金額 (b) 同順位証券についてかかる事業年度末以降に宣言された配当及びその他の分配金の金額 (ii) 発行会社が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(i)の分配制限の額が、(x) 当該直前の7月の配当支払日に発行会社が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において) 当該直前の7月の配当支払日以降上記(i)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当及びその他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
強制配当	当行がある事業年度につき、当行普通株式への配当を行った場合には、発行会社は当該事業年度終了後の7月および翌年1月の配当支払日に本優先出資証券に対し全額配当を行うことを要する。但し、配当停止条件の制限および適用される分配制限又は配当制限に服する。
残余財産分配優先権	一口当り1,000万円

(注) 1. 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に交付する証明書。支払不能状態とは、(x) 当行が破産法上の「支払不能」にあたるか、又はその負債が当行の資産を超えるか、若しくは対応する利息支払日に本劣後ローン契約の条項に基づいて支払が停止されなければ支払われるべき本劣後ローンの利息の支払を行うことにより超える場合、又は(y) 金融庁又は日本の金融監督を統轄するその他の行政機関が、適用ある法律との関連でかつそれに基づき、当行が支払不能状態である旨判断し、それに基づいて当行に関して法的措置をとった場合をいう。

2. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間をいう。清算事由とは、(a) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく当行の特別清算手続を含む。）又は(b) 日本の管轄裁判所が(x) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間をいう。監督事由とは、当行が内閣総理大臣に対し、(i) 金融商品取引法により提出することが要求される有価証券報告書若しくは四半期報告書、又は(ii) 同法に基づく提出の必要がなくなった場合には、銀行法により提出することが要求される業務報告書又は中間業務報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は基本的項目の比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

定量情報：告示第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

定量情報：自己資本の構成

自己資本の構成については、30頁『連結ベース 5 自己資本の充実の状況 連結自己資本比率』に記載しております。
 なお、当行グループは告示第27条（マーケット・リスク相当額不算入の特例）を適用しているため、準補完的項目を算入していません。

定量情報：各種リスクに対する所要自己資本の額

1. 信用リスクのリスク・アセット及び所要自己資本の額

(1) 資産（オン・バランス）項目

	平成23年9月末		平成24年9月末		<参考> リスク・ウェイト (%)
	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	
現金	—	—	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	8	0	15	0	0～100
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	0
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	611	24	612	24	20～100
国際開発銀行向け	19	0	10	0	0～100
地方公共団体金融機構向け	1,452	58	2,686	107	10～20
我が国の政府関係機関向け	22,465	898	21,021	840	10～20
地方三公社向け	2,238	89	1,307	52	20
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	81,194	3,247	69,271	2,770	20～100
法人等向け	1,789,334	71,573	1,821,234	72,849	20～100
中小企業等向け及び個人向け [注1]	987,718	39,508	1,049,175	41,967	75
抵当権付住宅ローン	149,087	5,963	159,485	6,379	35
不動産取得等事業向け	436,996	17,479	433,714	17,348	100
三月以上延滞等 [注2]	36,818	1,472	30,335	1,213	50～150
取立未済手形	241	9	369	14	20
信用保証協会等による保証付	16,167	646	15,243	609	0～10
株式会社企業再生支援機構等による保証付	—	—	—	—	10
出資等	113,731	4,549	106,539	4,261	100
上記以外	205,282	8,211	189,071	7,562	100
証券化（オリジネーターの場合）	19,785	791	14,834	593	20～225
（うち再証券化）	—	—	—	—	40～225
証券化（オリジネーター以外の場合）	9,349	373	6,611	264	20～650
（うち再証券化）	—	—	—	—	40～650
複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち個々の資産の把握が困難な資産	1,412	56	693	27	—
計	3,873,918	154,956	3,922,231	156,889	

(注) 1. 「中小企業等向け及び個人向け」は、告示第68条を適用しリスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーについて記載しております。
 2. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーについて記載しております。

(2) オフ・バランス項目

(単位: 百万円)

	平成23年9月末		平成24年9月末		<参考> 掛 目 (%)
	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	信用リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	
任 意 の 時 期 に 無 条 件 で 取 消 可 能 又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—	0
原 契 約 期 間 が 1 年 以 下 の コ ミ ッ ト メ ン ト	2,055	82	1,497	59	20
短 期 の 貿 易 関 連 偶 発 債 務	439	17	532	21	20
特 定 の 取 引 に 係 る 偶 発 債 務	363	14	382	15	50
（うち 経過措置を適用する元本補てん信託契約）	(—)	(—)	(—)	(—)	50
N I F 又 は R U F	—	—	—	—	50
原 契 約 期 間 が 1 年 超 の コ ミ ッ ト メ ン ト	6,220	248	8,822	352	50
信 用 供 与 に 直 接 的 に 代 替 す る 偶 発 債 務	30,015	1,200	26,581	1,063	100
（うち 借 入 金 の 保 証）	(23,261)	(930)	(19,526)	(781)	100
（うち 有 価 証 券 の 保 証）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うち 手 形 引 受）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うち 経過措置を適用しない元本補てん信託契約）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
（うち クレジット・デリバティブのプロテクション提供）	(—)	(—)	(—)	(—)	100
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除後】	2,844	113	2,844	113	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等【控除前】	3,092	123	3,092	123	100
控 除 額 (△)	247	9	247	9	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	1,357	54	1,771	70	100
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	3,047	121	2,348	93	100
派 生 商 品 取 引 及 び 長 期 決 済 期 間 取 引	16,222	648	11,352	454	—
カ レ ン ト ・ エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	16,222	648	11,352	454	—
派 生 商 品 取 引	16,222	648	11,352	454	—
外 為 関 連 取 引	15,265	610	10,235	409	—
金 利 関 連 取 引	956	38	1,117	44	—
金 関 連 取 引	—	—	—	—	—
株 式 関 連 取 引	—	—	—	—	—
貴 金 属 （ 金 を 除 く ） 関 連 取 引	—	—	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引(カウンターパーティー・リスク)	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果 (△)	—	—	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 取 引	—	—	—	—	—
未 決 済 取 引	—	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完 及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—	0~100
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—	100
計	62,566	2,502	56,133	2,245	

(注) 参考に記載した「掛目」は、オフ・バランス取引の与信相当額を算出するにあたり、簿価または想定元本額に乗じる値であります。

2. オペレーショナル・リスクのリスク相当額及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成23年9月末			平成24年9月末		
	オペレーショナル・リスク相当額	オペレーショナル・リスク相当額に係るリスク・アセット	所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額	オペレーショナル・リスク相当額に係るリスク・アセット	所要自己資本の額
	A	B=A÷8%	B×4%	A	B=A÷8%	B×4%
基 礎 的 手 法 採 用 分	21,107	263,839	10,553	—	—	—
粗 利 益 配 分 手 法 採 用 分	—	—	—	18,029	225,363	9,014
先 進 的 計 測 手 法 採 用 分	—	—	—	—	—	—
計	21,107	263,839	10,553	18,029	225,363	9,014

(注)平成24年3月末より、粗利益配分手法を採用しております。

3. 総所要自己資本額

(単位：百万円)

	平成23年9月末		平成24年9月末	
	リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%	リスク・アセット A	所要自己資本の額 A×4%
信 用 リ ス ク	3,936,484	157,459	3,978,365	159,134
資産（オン・バランス）項目	3,873,918	154,956	3,922,231	156,889
オフ・バランス取引項目	62,566	2,502	56,133	2,245
オペレーショナル・リスク	263,839	10,553	225,363	9,014
計	4,200,323	168,012	4,203,728	168,149

定量情報：信用リスクに関する事項

1. 信用リスク全般（証券化エクスポージャーを除く）に関する事項

(1) 信用リスクにかかるエクスポージャーの内訳

信用リスクにかかるエクスポージャー（証券化エクスポージャーを除く）の残高（地域別、業種別、残存期間別）は、以下のとおりであります。
なお、期中平均残高は、中間期末残高と当期のリスク・ポジションが大幅に乖離していないため記載しておりません。

①地域別内訳

■ 平成23年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
国 内	5,268,202	1,300,510	568,904	26,268	356,116	7,520,001	31,759
国 外	—	215,923	—	—	—	215,923	—
計	5,268,202	1,516,433	568,904	26,268	356,116	7,735,924	31,759

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他		
国 内	5,417,038	1,221,337	642,273	19,528	387,581	7,687,758	28,552
国 外	—	208,519	—	—	—	208,519	—
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278	28,552

(注)1.「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2.「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

3.「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。

②業種別内訳

■ 平成23年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上 延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ 取引	その他		
業種区分のあるもの	5,268,202	1,516,433	149,862	26,268	348,975	7,309,742	31,577
製 造 業	326,406	1,831	23,953	4,276	3,122	359,591	1,386
農 業、 林 業	2,116	—	5	11	60	2,194	18
漁 業	2,036	—	0	—	1	2,039	11
鉱業、採石業、砂利採取業	4,477	60	176	—	—	4,714	—
建 設 業	244,617	968	3,351	136	2,142	251,215	1,742
電気・ガス・熱供給・水道業	75,881	10	8,958	—	—	84,850	0
情 報 通 信 業	67,788	—	2,687	—	537	71,013	8
運 輸 業、 郵 便 業	136,360	559	6,662	410	3,014	147,007	998
卸 売 業、 小 売 業	612,287	2,041	8,222	10,164	4,356	637,071	2,521
金 融 業、 保 険 業	137,678	274,429	51,209	10,549	42,108	515,975	409
不動産業、物品賃貸業	1,076,657	1,945	8,151	234	3,915	1,090,903	5,466
その他各種サービス業	651,724	1,615	4,719	155	5,018	663,232	4,661
国・地方公共団体等	387,973	1,227,400	2,443	—	246,974	1,864,791	—
そ の 他	1,542,195	5,572	29,319	331	37,724	1,615,143	14,352
業種区分のないもの	—	—	419,042	—	7,140	426,182	181
計	5,268,202	1,516,433	568,904	26,268	356,116	7,735,924	31,759

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計	三月以上 延滞等
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ 取引	その他		
業種区分のあるもの	5,417,038	1,429,857	254,512	19,528	373,845	7,494,782	28,552
製 造 業	316,630	1,385	20,967	2,198	3,588	344,769	1,925
農 業、 林 業	2,537	—	2	10	44	2,594	2
漁 業	3,951	—	0	—	1	3,953	23
鉱業、採石業、砂利採取業	4,529	60	150	—	—	4,739	2
建 設 業	236,737	663	3,024	71	3,118	243,614	1,860
電気・ガス・熱供給・水道業	91,218	—	6,184	—	—	97,402	0
情 報 通 信 業	78,071	—	3,060	—	390	81,521	29
運 輸 業、 郵 便 業	133,688	339	5,627	336	2,716	142,709	57
卸 売 業、 小 売 業	600,466	1,398	7,389	7,286	3,733	620,275	3,125
金 融 業、 保 険 業	148,426	246,630	162,223	9,015	34,865	601,162	258
不動産業、物品賃貸業	1,079,199	1,424	7,489	258	5,410	1,093,782	4,470
その他各種サービス業	664,465	1,262	5,241	89	5,021	676,081	4,714
国・地方公共団体等	410,641	1,173,814	2,878	—	281,645	1,868,979	—
そ の 他	1,646,473	2,879	30,270	262	33,307	1,713,194	12,081
業種区分のないもの	—	—	387,760	—	13,735	401,496	—
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278	28,552

- (注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。
2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。
3. 「三月以上延滞等」は、3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーまたは引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%のエクスポージャーであります。
4. 「資産（オン・バランス）項目」の「その他」については、株式等を業種別に区分し、それ以外を業種区分のないものとしております。

③残存期間別

■ 平成23年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,100,501	136,789	—	3,852	308,141	1,549,285
1 年 超 3 年 以下	887,981	328,172	—	10,209	5,232	1,231,595
3 年 超 5 年 以下	836,624	527,490	—	3,785	6,217	1,374,118
5 年 超 7 年 以下	503,657	315,944	—	6,466	1,405	827,473
7 年 超 10 年 以下	628,852	159,623	—	1,718	8,462	798,656
10 年 超	1,182,550	37,750	—	235	17,254	1,237,790
期間の定めのないもの	128,034	10,663	568,904	—	9,402	717,004
計	5,268,202	1,516,433	568,904	26,268	356,116	7,735,924

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	資産（オン・バランス）項目			オフ・バランス取引項目		合 計
	貸出金	債 券	その他	デリバティブ取引	その他	
1 年 以 下	1,125,145	170,111	—	3,908	333,697	1,632,862
1 年 超 3 年 以下	984,199	387,970	—	6,144	7,669	1,385,983
3 年 超 5 年 以下	783,803	440,493	—	3,186	6,922	1,234,406
5 年 超 7 年 以下	490,037	283,290	—	3,729	1,150	778,208
7 年 超 10 年 以下	673,772	126,430	—	1,972	8,002	810,178
10 年 超	1,241,792	18,813	—	587	14,017	1,275,210
期間の定めのないもの	118,287	2,747	642,273	—	16,121	779,429
計	5,417,038	1,429,857	642,273	19,528	387,581	7,896,278

(注) 1. 「資産（オン・バランス）項目」については、中間連結貸借対照表計上額に基づき算出しております。

2. 「オフ・バランス取引項目」については、与信相当額（簿価または想定元本額に一定の掛目を乗じた額）を記載しております。

(2) 貸倒引当金の内訳

①貸倒引当金の期中増減

■ 平成23年9月期

(単位：百万円)

	平成23年3月末	期中増減額	平成23年9月末
一 般 貸 倒 引 当 金	25,908	△ 3,387	22,521
個 別 貸 倒 引 当 金	17,590	△ 939	16,650
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—
貸 倒 引 当 金 計	43,498	△ 4,326	39,172

■ 平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
一 般 貸 倒 引 当 金	23,208	△ 1,014	22,194
個 別 貸 倒 引 当 金	16,965	△ 559	16,406
特 定 海 外 債 権 引 当 勘 定	—	—	—
貸 倒 引 当 金 計	40,174	△ 1,573	38,600

(注) 1. 一般貸倒引当金には、証券化エクスポージャーに対する引当金も含まれております。
2. 一般貸倒引当金について、地域別・業種別の区分ごとの算定を行っておりません。

②個別貸倒引当金の地域別内訳

■ 平成23年9月期

(単位：百万円)

	平成23年3月末	期中増減額	平成23年9月末
国 内	17,590	△ 939	16,650
国 外	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 計	17,590	△ 939	16,650

■ 平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
国 内	16,965	△ 559	16,406
国 外	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金 計	16,965	△ 559	16,406

③個別貸倒引当金の業種別内訳

■ 平成23年9月期

(単位：百万円)

	平成23年3月末	期中増減額	平成23年9月末
製 造 業	1,064	200	1,265
農 業、林 業	3	4	7
漁 業	3	△ 2	1
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	1
建 設 業	1,956	△ 313	1,642
電気・ガス・熱供給・水道業	2	△ 1	0
情 報 通 信 業	3	0	3
運 輸 業、郵 便 業	250	75	326
卸 売 業、小 売 業	2,532	△ 332	2,200
金 融 業、保 険 業	85	△ 21	63
不動産業、物品賃貸業	6,605	△ 275	6,329
その他各種サービス業	3,787	△ 309	3,477
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,293	36	1,330
個 別 貸 倒 引 当 金 計	17,590	△ 939	16,650

■ 平成24年9月期

(単位：百万円)

	平成24年3月末	期中増減額	平成24年9月末
製 造 業	1,780	122	1,902
農 業、林 業	5	△ 0	5
漁 業	1	34	36
鉱業、採石業、砂利採取業	3	5	8
建 設 業	1,519	108	1,627
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情 報 通 信 業	78	△ 12	65
運 輸 業、郵 便 業	302	△ 15	286
卸 売 業、小 売 業	3,221	△ 303	2,917
金 融 業、保 険 業	61	△ 23	37
不動産業、物品賃貸業	5,232	△ 55	5,177
その他各種サービス業	3,489	△ 222	3,267
国・地方公共団体等	—	—	—
そ の 他	1,268	△ 196	1,072
個 別 貸 倒 引 当 金 計	16,965	△ 559	16,406

(3) 貸出金償却の業種別内訳

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
製 造 業	289	123
農 業、林 業	7	—
漁 業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建 設 業	413	236
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情 報 通 信 業	—	—
運 輸 業、郵 便 業	116	—
卸 売 業、小 売 業	131	866
金 融 業、保 険 業	—	—
不動産業、物品賃貸業	183	316
その他各種サービス業	173	284
国・地方公共団体等	—	—
そ の 他	977	845
貸 出 金 償 却 計	2,291	2,673

(4) 信用リスク削減手法の効果勘案後のエクスポージャーの内訳

(単位：百万円)

		平成23年9月末			平成24年9月末		
		格付あり [注1]	格付なし	計	格付あり [注1]	格付なし	計
リスク・ウェイト 区分別	0%	124,265	2,160,723	2,284,988	115,972	2,222,425	2,338,397
	10%	—	402,121	402,121	—	376,078	376,078
	20%	319,319	28,932	348,252	364,894	29,430	394,324
	35%	—	425,902	425,902	—	455,622	455,622
	50%	215,320	3,464	218,784	225,718	3,336	229,055
	75%	—	1,299,777	1,299,777	—	1,386,511	1,386,511
	100%	55,297	2,475,378	2,530,676	58,400	2,441,343	2,499,743
	150%	—	20,800	20,800	—	17,773	17,773
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	— [注2]	—	4,459	4,459	—	11,077	11,077
資 本 控 除 し た 額 [注3]		—	—	—	—	—	—
計		714,202	6,821,561	7,535,763	764,985	6,943,599	7,708,585

(注) 1. 「格付あり」とは、以下に掲げるものです。

(1) 原債務者または保証人について適格格付機関による格付が付与されているもの。

(2) 「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち、その金融機関等が設立された国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

(3) 「外国の中央政府等以外の公共部門向け」のうち、その公共部門が所在する国の中央政府に対して適格格付機関による格付が付与されているもの。

2. リスク・ウェイト区分別「—」は、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産であります。

3. 「資本控除した額」とは、告示第31条第1項第3号及び第6号（告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額であります。

(5) 信用リスク削減手法による効果

当行グループは信用リスク・アセットの算出にあたり、信用リスク削減手法を適用しております。

信用リスク削減手法のうち、「適格金融資産担保」及び「保証」により効果が勘案された額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成23年9月末	平成24年9月末
適 格 金 融 資 産 担 保	114,260	103,120
現 金 及 び 自 行 預 金	92,391	81,779
金	—	—
債 券	13,041	12,985
株 式	8,827	8,355
投 資 信 託	—	—
保 証	363,654	365,932

(注) 保証には、信用保証協会保証付エクスポージャーは含まれておりません。

2. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 与信相当額

■ 平成23年9月末

(単位：百万円)

カレント・エクスポージャー方式	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案前〕 A	担保による 信用リスク削減手法 の効果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案後〕 A-B
派 生 商 品 取 引	25,263	—	25,263
外 為 関 連 取 引	25,263	—	25,263
金 利 関 連 取 引	21,943	—	21,943
金 関 連 取 引	3,319	—	3,319
株 式 関 連 取 引	—	—	—
貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—	—
計	25,263	—	25,263

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

カレント・エクスポージャー方式	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案前〕 A	担保による 信用リスク削減手法 の効果 B	与信相当額 〔信用リスク削減手法 の効果勘案後〕 A-B
派 生 商 品 取 引	18,618	—	18,618
外 為 関 連 取 引	18,618	—	18,618
金 利 関 連 取 引	14,740	—	14,740
金 関 連 取 引	3,877	—	3,877
株 式 関 連 取 引	—	—	—
貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—	—
そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—	—
クレジット・デリバティブ取引 (カウンターパーティー・リスク)	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	—
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—
標 準 方 式	—	—	—
期 待 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 方 式	—	—	—
計	18,618	—	18,618

- (注) 1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。
2. 与信相当額＝時価評価により算出した再構築コスト（ただし零を下回らないもの）
＋グロスのアドオン（想定元本額に、取引種類・残存期間に応じて定められた掛目を乗じたもの）
なお、再構築コストは平成23年9月末11,179百万円、平成24年9月末7,091百万円であります。
3. 告示第79条の規定により、原契約期間が5営業日以内の外為関連取引については、与信相当額の算出対象から除外しております。

(2) 信用リスク削減手法として用いた担保の種類別内訳

該当ありません。

(3) クレジット・デリバティブ取引の想定元本額

① 与信相当額の算出対象となったクレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

② 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いたクレジット・デリバティブ取引

該当ありません。

3. 証券化エクスポージャーに関する事項

当行グループがオリジネーター及び投資家である証券化エクスポージャーに関する事項は以下のとおりです。なお、再証券化取引に該当するエクスポージャーはございません。

(1) 当行グループがオリジネーターである証券化エクスポージャー

① 原資産の内訳

		平成23年9月末			平成23年9月期
		原資産の額		原資産を構成するエクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成するエクスポージャーの 当期損失額
		資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住 宅 ロ ー ン 債 権		29,303	—	28	—
計		29,303	—	28	—

		平成24年9月末			平成24年9月期
		原資産の額		原資産を構成するエクスポージャーのうち 三月以上延滞	原資産を構成するエクスポージャーの 当期損失額
		資産譲渡型 証券化取引	合成型 証券化取引		
住 宅 ロ ー ン 債 権		22,509	—	0	—
計		22,509	—	0	—

② 保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

		平成23年9月末		平成24年9月末	
		エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額
住 宅 ロ ー ン 債 権		15,070	—	14,519	—
計		15,070	—	14,519	—

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③ 保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

		平成23年9月末		平成24年9月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 $A \times \text{リスク・ウェイト} \times 4\%$	エクスポージャー A	所要自己資本の額 $A \times \text{リスク・ウェイト} \times 4\%$
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	—	—	—	—
	50%	—	—	—	—
	100%	—	—	—	—
	その他	15,070	791	14,519	593
資 本 控 除 し た 額		—		—	
計		15,070	791	14,519	593

(注) 1. 信用リスク・アセットの算出にあたっては、告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を適用しているため、リスク・ウェイト区分に分けて記載せず「その他」としております。

2. オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

④ 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額の原資産別内訳

		平成23年9月末	平成24年9月末
住 宅 ロ ー ン 債 権		980	675
計		980	675

⑤早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ありません。

⑥当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。

⑦証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の原資産別内訳
該当ありません。

⑧告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
当行グループがオリジネーターとして保有する証券化エクスポージャーについて、告示附則第15条の適用により算出された信用リスク・アセット額は平成23年9月末19,785百万円、平成24年9月末14,834百万円であります。

(2) 当行グループが投資家である証券化エクスポージャー

①保有する証券化エクスポージャーの原資産別内訳

(単位：百万円)

	平成23年9月末		平成24年9月末	
	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額	エクスポージャー	うち、告示第247条の規定により資本控除した額
住 宅 ロ ー ン 債 権	—	—	—	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—	—	—	—
顧 客 手 形 債 権	550	—	532	—
事 業 者 向 け 貸 出	—	—	—	—
商 業 用 不 動 産	9,490	251	6,756	251
ア パ ー ト ロ ー ン 債 権	—	—	—	—
消 費 者 ロ ー ン 債 権	—	—	—	—
キ ャ ッ シ ン グ 債 権	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
計	10,041	251	7,289	251

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

②保有する証券化エクスポージャーの残高及び所要自己資本の額のリスク・ウェイト区分別内訳

(単位：百万円)

		平成23年9月末		平成24年9月末	
		エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%	エクスポージャー A	所要自己資本の額 A×リスク・ウェイト×4%
リスク・ウェイト 区分別	0%	—	—	—	—
	20%	550	4	532	4
	50%	—	—	—	—
	100%	9,238	369	6,505	260
	その他	—	—	—	—
資 本 控 除 し た 額		251		251	
計		10,041	373	7,289	264

(注) オン・バランス取引を記載しています。なお、オフ・バランス取引は該当ありません。

③告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット
該当ありません。

定量情報：銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 中間連結貸借対照表計上額、時価

(単位：百万円)

	平成23年9月末			平成24年9月末	
	中間連結貸借対照表 計上額	時 価		中間連結貸借対照表 計上額	時 価
上場株式等エクスポージャー	77,502	77,502		71,461	71,461
株 式	77,502	77,502		71,461	71,461
(うち子会社・関連会社株式)	(—)	(—)		(—)	(—)
金 銭 の 信 託	—	—		—	—
上記に該当しない株式等エクスポージャー	16,930			16,179	
株 式	16,930			16,179	
(うち子会社・関連会社株式)	(14)			(772)	
金 銭 の 信 託	—			—	
フ ァ ン ド	34,075			35,331	
計	128,509			122,972	

(注)「上場株式等エクスポージャー」は、市場価格等による時価のあるものであります。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	平成23年9月期	平成24年9月期
売 却 に 伴 う 損 益	△ 510	△ 368
償 却 に 伴 う 損 益	△ 1,956	△ 8,721
計	△ 2,467	△ 9,090

3. 評価損益

(1) 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益

■ 平成23年9月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	中間連結貸借対照表 計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	82,186	77,502	77,502	△ 4,684
計	82,186	77,502	77,502	△ 4,684

■ 平成24年9月末

(単位：百万円)

	取得価額 A	中間連結貸借対照表 計上額 B=C	時 価 C	評価差額 C-A
満 期 保 有 目 的	—	—	—	—
子 会 社 ・ 関 連 会 社 株 式	—	—	—	—
そ の 他 有 価 証 券	72,097	71,461	71,461	△ 635
計	72,097	71,461	71,461	△ 635

(2) 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益

該当ありません。

定量情報：金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクについて、当行グループが内部管理上使用している金利リスク量（金利ショックに対する経済価値の増減額）は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成23年9月末		平成24年9月末	
	当行	長崎銀行	当行	長崎銀行
金利ショックに対する経済価値の増減額	24,476	1,518	18,542	1,403
うち 円	18,767	1,518	12,404	1,403
うち 米ドル	5,663	—	6,124	—

(注)1. 上表の金利リスク量は、信頼区間99%、保有期間6か月、観測期間5年のVaRを用いて計測しております。
2. 当行の金利リスクは、コア預金内部モデルを用いて計測しております。
3. 当行及び長崎銀行について計測しております。その他の連結子会社は、金利リスクが僅少であるため計測対象外としております。